

医政発 0331 第 8 号
令和 4 年 3 月 31 日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区長 〕

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」の告示について（通知）

令和 3 年度税制改正の大綱（令和 2 年 12 月 21 日閣議決定）において、「社会医療法人制度における認定要件のうち救急医療等確保事業に係る業務の実績が一定の基準に適合することとの要件について、関係法令の改正により夜間等救急自動車等搬送件数及びへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数等の基準値に係る特例を追加する見直しが行われた後も、現行の社会医療法人に対する特例措置と同様の特例措置を講ずる」こととされております。

これに基づき設けられた特例的な認定要件について必要な見直しを行うため、本日、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（令和 4 年厚生労働省告示第 130 号）が告示されました。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、貴職におかれては、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 42 条の 2 第 1 項に規定する社会医療法人（以下「社会医療法人」という。）の認定要件については、救急医療等確保事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療）に係る業務に関して、当該業務を行うための体制や当該業務の実績等に関し厚生労働大臣が定める基準に適合していることを一要件としており、当該基準は、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成 20 年厚生労働省告示第 119 号。以下「大臣基準告示」という。）において定めている。

令和 3 年度税制改正の大綱（令和 2 年 12 月 21 日閣議決定）において、当該認定要件のうち救急医療等確保事業に係る業務の実績に係る要件について、令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）による影響を踏まえ、特例的な認定要件を設けるとされたことに基づき、新型コロナによる影響を踏まえた特例的な認定

要件を適用するよう、大臣基準告示の前文において、第1条から第3条までの規定（救急医療、災害医療及びへき地医療に係る基準）について必要な読替えを規定しているところ。

今般、令和3年度の新型コロナの影響を踏まえて、当該認定要件のうち救急医療及び災害医療に係る基準について必要な見直しを行うこととした。

第2 改正の主な内容

(1) 救急医療に係る実績要件について（第1条第3号ロ関係）

新型コロナによる影響の生じた会計年度の救急医療に係る実績について、別表一の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表二の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を加算した数）を750から控除した数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）を基準値とする。

(例) 会計年度が4月から始まり3月に終わる社会医療法人が、令和4年4月から始まる会計年度中に事業報告書等の届出を行った場合(令和2年2月から令和3年3月までの月数は14月、令和3年4月から令和4年3月までの月数は12月、休業した日数は0日の場合)、以下のとおり計算する。

$$750 - (25 \text{ [別表一中14月の下欄]} + 30 \text{ [別表二中12月の下欄]}) = 695$$

別表一

当該会計年度の前3会計年度に含まれる令和2年2月から令和3年3月までの月数	750から控除する数
0月	0
1月	2
2月	4
3月	5
4月	7
5月	9
6月	11
7月	13
8月	14
9月	16
10月	18
11月	20
12月	21
13月	23
14月	25

別表二

当該会計年度の前3会計年度に含まれる令和3年4月から令和4年3月までの月数	750から控除する数
0月	0
1月	2
2月	5
3月	7
4月	10
5月	12
6月	15
7月	17
8月	20
9月	22
10月	25
11月	27
12月	30

(2) 災害医療に係る実績要件について（第2条第3号イ関係）

新型コロナによる影響の生じた会計年度の災害医療に係る実績について、別表三の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表四の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を加算した数）を600から控除した数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）を基準値とする。

(例) 会計年度が4月から始まり3月に終わる社会医療法人が令和4年4月から始まる会計年度中に事業報告書等の届出を行った場合（令和2年2月から令和3年3月までの月数は14月、令和3年4月から令和4年3月までの月数は12月、休業した日数は0日の場合）、以下のとおり計算する。

$$600 - (20 \text{ [別表三中 14月の下欄]} + 24 \text{ [別表四中 12月の下欄]}) = 556$$

別表三

当該会計年度の前3会計年度に含まれる令和2年2月から令和3年3月までの月数	600から控除する数
0月	0
1月	1
2月	3
3月	4
4月	6
5月	7

6月	9
7月	10
8月	11
9月	13
10月	14
11月	16
12月	17
13月	19
14月	20

別表四

当該会計年度の前3会計年度に含まれる令和3年4月から令和4年3月までの月数	600から控除する数
0月	0
1月	2
2月	4
3月	6
4月	8
5月	10
6月	12
7月	14
8月	16
9月	18
10月	20
11月	22
12月	24

第3 適用期日

令和4年4月1日

※ ただし、この告示の適用前に行われた医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の5の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法第52条第1項の規定に基づく書類の届出であって、当該申請又は届出における同法第42条の2第1項第5号ハに規定する実績に令和3年4月以降の月の分の実績を含むものについては、本告示による改正後の大臣基準告示の規定を適用する。

第4 関係通知の改正

本告示の適用に伴う医療法人関係の通知の改正については、別途行うこと。

○厚生労働省告示第百三十号
 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第四十二条の二第一項第五号の規定に基づき、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第四十二条の二第一項第五号の規定に基づき、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次の表のように改正し、令和四年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に行われた医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五号の五の規定に基づく書類の届出における同法第四十二条の二第一項第五号八に規定する実績に令和三年四月以降の月の分の実績を含むものについては、改正後告示の規定を適用する。

令和四年三月三十一日

厚生労働大臣 後藤 茂之

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項第五号の規定に基づき、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十一年四月一日から適用する。ただし、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の五の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法第五十二条第一項の規定に基づく書類の届出における同法第四十二条の二第一項第五号八に規定する実績に令和二年二月から令和四年三月までの月の分の実績を含む場合においては、第一条第三号中「七・五」とあるのは、「国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）の発生又はまん延に起因するものに限り。）を受けて休業した日数に○・○二を乗じて得た数を三で除して得た数を七・五から控除した数」と、同号口中「七百五十以上」とあるのは、「基準値（別表一の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表二の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数を乗じて得た数を三で除して得た数を加算した数）を七百五十から控除した数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が七百五十以上」と、第二条第三号イ中「六百以上」とあるのは、「基準値（別表三の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表四の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数を乗じて得た数を三で除して得た数を加算した数）を六百から控除した数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が六百以上」と、第三条第一項第三号イ中「派遣日数を除く。」が五十三日」とあるのは、「派遣日数を除く。」が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかつた日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数」と、「診療日数を除く。」が五十三日」とあるのは、「診療日数を除く。」が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項第五号の規定に基づき、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十一年四月一日から適用する。ただし、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の五の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法第五十二条第一項の規定に基づく書類の届出における同法第四十二条の二第一項第五号八に規定する実績に令和二年二月以降の月の分の実績を含む場合においては、第一条第三号中「七・五」とあるのは、「国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）の発生又はまん延に起因するものに限り。）を受けて休業した日数に○・○二を乗じて得た数を三で除して得た数を七・五から控除した数」と、同号口中「七百五十以上」とあるのは、「別表一の上欄に掲げる月数の区分に応じ、それぞれ同表の中欄（当該会計年度の前三会計年度に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合は下欄）に掲げる基準値以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が七百五十以上」と、第二条第三号イ中「六百以上」とあるのは、「別表二の上欄に掲げる月数の区分に応じ、それぞれ同表の中欄（当該会計年度の前三会計年度に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合は下欄）に掲げる基準値以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が六百以上」と、第三条第一項第三号イ中「派遣日数を除く。」が五十三日」とあるのは、「派遣日数を除く。」が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかつた日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数」と、「診療日数を除く。」が五十三日」とあるのは、「診療日数を除く。」が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかつた日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数」と、同号口中「二百九日」とあるのは、「二百九日から国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数（当該日数が一月当たり十七日を超える場合は、当該月については十七日）を控除した日数」と、同条第二項第三号イ中「百六日」とあるのは、「百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができな

巡回診療を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数」と、同号口中「二百九日」とあるのは「二百九日から国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数（当該日数が一月当たり十七日を超える場合は、当該月については十七日）を控除した日数」と、同条第二項第三号イ中「百六日」とあるのは「百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数」と、同号口中「派遣日数に限る。」が百六日」とあるのは「派遣日数に限る。」が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数」と、「診療日数に限る。」が百六日」とあるのは、「診療日数に限る。」が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数」とする。

別表一

〇月	〇	七百五十から控除する数
一月	二	
二月	四	
三月	五	
四月	七	
五月	九	
六月	十一	
七月	十三	
八月	十四	
九月	十六	
十月	十八	
十一月	二十	
十二月	二十一	
十二月	二十三	
十二月	二十五	

かつた日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数」と、同号口中「派遣日数に限る。」が百六日」とあるのは「派遣日数に限る。」が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数」と、「診療日数に限る。」が百六日」とあるのは、「診療日数に限る。」が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数」とする。

別表一

一月	七百四十八	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）
二月	七百四十六	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百四十八から控除した数
三月	七百四十五	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百四十五から控除した数
四月	七百四十三	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百四十三から控除した数
五月	七百四十一	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百四十一から控除した数
六月	七百三十九	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百三十九から控除した数

七月	七百三十七	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百三十七から控除した数
八月	七百三十六	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百三十六から控除した数
九月	七百三十四	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百三十四から控除した数
十月	七百三十二	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百三十二から控除した数
十一月	七百三十	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百三十から控除した数
十二月	七百二十九	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百二十九から控除した数
十二月	七百二十七	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百二十七から控除した数
十二月	七百二十五	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百二十五から控除した数
十二月	七百二十三	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百二十三から控除した数
十二月	七百二十一	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百二十一から控除した数

十七月	七百二十	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百二十から控除した数
十八月	七百十八	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百十八から控除した数
十九月	七百十六	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百十六から控除した数
二十月	七百十四	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百十四から控除した数
二十一月	七百十二	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百十二から控除した数
二十二月	七百十一	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百十一から控除した数
二十三月	七百九	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百九から控除した数
二十四月	七百七	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百七から控除した数
二十五月	七百五	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百五から控除した数
二十六月	七百三	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百三から控除した数

別表一

○月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
○	二	五	七	十	十二	十五	十七	二十	二十二	二十五	二十七	三十
当該会計年度の前三会計年度に含まれる令和三年四月から令和四年三月までの月数												
七百五十から控除する数												

別表一

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月
五百九十九	五百九十七	五百九十六	五百九十四	五百九十三	五百九十一	五百九十	五百八十九	五百八十七	五百八十六
当該会計年度の前三会計年度に含まれる令和二年二月以降の月数									
国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がない場合の基準値									
国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）									
国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百九十九から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百九十七から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百九十六から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百九十四から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百九十三から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百九十一から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百九十から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十九から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十七から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十六から控除した数

十一月	五百八十四	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十四から控除した数
十二月	五百八十三	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十三から控除した数
十二月	五百八十一	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十一から控除した数
十二月	五百八十一	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十一から控除した数
十二月	五百八十一	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十一から控除した数
十二月	五百八十一	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十一から控除した数
十二月	五百八十一	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十一から控除した数
十二月	五百八十一	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十一から控除した数
十二月	五百八十一	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十一から控除した数
十二月	五百七十九	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百七十九から控除した数
十二月	五百七十九	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百七十九から控除した数

別表三

十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	〇月	当該会計年度の前三会計年度に含まれる令和二年二月から令和三年三月までの月数
十四	十三	十一	十	九	七	六	四	三	一	〇	六百から控除する数

(新設)

十二月	五月六十八	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百六十八から控除した数
二十三月	五月六十七	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百六十七から控除した数
二十四月	五百六十六	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百六十六から控除した数
二十五月	五百六十四	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百六十四から控除した数
二十六月	五百六十三	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百六十三から控除した数

十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	〇月	当該会計年度の前三会計年度に含まれる令和三年四月から令和四年三月までの月数 六百から控除する数	別表四	十一月	十二月	十一月	十二月	十一月	十二月
二十四	二十二	二十	十八	十六	十四	十二	十	八	六	四	二	〇		六百から控除する数	別表四	十六	十七	十九	二十	十四
														(新設)						

◎ 医療法施行令第五条の五の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法第五十二条第一項の規定に基づく書類の届出における実績期間に令和二年二月から令和四年三月までの月を含む場合における医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の読替え

(傍線部分は読替部分、網掛部分は今回の告示改正部分)

改正後の読替後	改正前の読替後	読替前
<p>(救急医療に係る基準)</p> <p>第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の四第二項第五号イに掲げる救急医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれかに該当すること。ただし、精神科救急医療の確保に必要な事業に係る業務を行う病院にあつては、当該会計年度の前三会計年度において当該病院が表示する診療時間以外の時間（深夜（午後十時から午前六時ま</p>	<p>(救急医療に係る基準)</p> <p>第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の四第二項第五号イに掲げる救急医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれかに該当すること。ただし、精神科救急医療の確保に必要な事業に係る業務を行う病院にあつては、当該会計年度の前三会計年度において当該病院が表示する診療時間以外の時間（深夜（午後十時から午前六時ま</p>	<p>(救急医療に係る基準)</p> <p>第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の四第二項第五号イに掲げる救急医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれかに該当すること。ただし、精神科救急医療の確保に必要な事業に係る業務を行う病院にあつては、当該会計年度の前三会計年度において当該病院が表示する診療時間以外の時間（深夜（午後十時から午前六時ま</p>

での間をいう。以下同じ。)及び休日を除く。)、休日(深夜を除く。))又は深夜(以下「診療時間外等」という。)に精神疾患に係る診療を行った件数(電話等による再診の件数を除く。))が、その所在地の属する精神科救急医療圏(都道府県が精神科救急医療の整備を図るべき地域的単位として設定した区域をいう。))内の人口を一万で除して得た数に、国又は地方公共団体からの要請(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。))を受けて休業した日数に〇・〇二を乗じて得た数を三で除して得た数を七・五から控除した数を乗じて得た数(その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。))以上であること。

イ (略)

での間をいう。以下同じ。)及び休日を除く。)、休日(深夜を除く。))又は深夜(以下「診療時間外等」という。)に精神疾患に係る診療を行った件数(電話等による再診の件数を除く。))が、その所在地の属する精神科救急医療圏(都道府県が精神科救急医療の整備を図るべき地域的単位として設定した区域をいう。))内の人口を一万で除して得た数に、国又は地方公共団体からの要請(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。))を受けて休業した日数に〇・〇二を乗じて得た数を三で除して得た数を七・五から控除した数を乗じて得た数(その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。))以上であること。

イ (略)

での間をいう。以下同じ。)及び休日を除く。)、休日(深夜を除く。))又は深夜(以下「診療時間外等」という。)に精神疾患に係る診療を行った件数(電話等による再診の件数を除く。))が、その所在地の属する精神科救急医療圏(都道府県が精神科救急医療の整備を図るべき地域的単位として設定した区域をいう。))内の人口を一万で除して得た数に七・五を乗じて得た数(その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。))以上であること。

イ (略)

ロ 当該会計年度の前三会計年度における夜間（午後六時から翌日の午前八時までの間（休日を除く。）をいう。）又は休日に救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる傷病者の搬送を受け入れた件数（以下「夜間等救急自動車等搬送件数」という。）を三で除して得た数が基準値（別表一の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表二の上欄に掲げる月の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を加算した数）を七百五十から控除した数（小数点以下一位未満の端数があるときは、こ

ロ 当該会計年度の前三会計年度における夜間（午後六時から翌日の午前八時までの間（休日を除く。）をいう。）又は休日に救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる傷病者の搬送を受け入れた件数（以下「夜間等救急自動車等搬送件数」という。）を三で除して得た数が、別表一の上欄に掲げる月の区分に応じて、それぞれ同表の中欄（当該会計年度の前三会計年度に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合は下欄）に掲げる基準値以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が七百五十以上であること。

ロ 当該会計年度の前三会計年度における夜間（午後六時から翌日の午前八時までの間（休日を除く。）をいう。）又は休日に救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる傷病者の搬送を受け入れた件数を三で除して得た数（以下「夜間等救急自動車等搬送件数」という。）が七百五十以上であること。

れを四捨五入する。)をいう。)以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が七百五十以上であること。

(災害時における医療に係る基準)

第二条 法第三十条の四第二項第五号ロに掲げる災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ 時間外等加算割合が百分の十六以上又は夜間等救急自動車等搬送件数を三で除して得た数が基準値(別表三の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表四の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数)にそれぞれ同表の下欄に掲げる数にそれぞれ同表の下欄に掲

(災害時における医療に係る基準)

第二条 法第三十条の四第二項第五号ロに掲げる災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ 時間外等加算割合が百分の十六以上又は夜間等救急自動車等搬送件数を三で除して得た数が、別表二の上欄に掲げる月数の区分に応じて、それぞれ同表の中欄(当該会計年度の前三会計年度に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業し

(災害時における医療に係る基準)

第二条 法第三十条の四第二項第五号ロに掲げる災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ 時間外等加算割合が百分の十六以上又は夜間等救急自動車等搬送件数を三で除して得た数が六百以上であること。

ける数とを合計した数（国又は地方公共
団体からの要請を受けて休業した日があ
る場合には、当該休業した日数に二を乗
じて得た数を三で除して得た数を加算し
た数）を六百から控除した数（小数点以
下一位未満の端数があるときは、これを
四捨五入する。）をいう。）以上であり
、かつ、当該会計年度の前三会計年度の
うち少なくとも一会計年度における夜間
等救急自動車等搬送件数が六百以上であ
ること。

ロ・ハ（略）

（へき地の医療に係る基準）

第三条 法第三十条の四第二項第五号ハに掲げ
るへき地の医療の確保に必要な事業に係る業
務についての法第四十二条の二第一項第五号
に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次
の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定める
とおりとする。

一・二（略）

三 当該業務の実績 当該病院又は診療所が

た日がある場合は下欄）に掲げる基準値
以上であり、かつ、当該会計年度の前三
会計年度のうち少なくとも一会計年度に
おける夜間等救急自動車等搬送件数が六
百以上であること。

ロ・ハ（略）

（へき地の医療に係る基準）

第三条 法第三十条の四第二項第五号ハに掲げ
るへき地の医療の確保に必要な事業に係る業
務についての法第四十二条の二第一項第五号
に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次
の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定める
とおりとする。

一・二（略）

三 当該業務の実績 当該病院又は診療所が

ロ・ハ（略）

（へき地の医療に係る基準）

第三条 法第三十条の四第二項第五号ハに掲げ
るへき地の医療の確保に必要な事業に係る業
務についての法第四十二条の二第一項第五号
に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次
の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定める
とおりとする。

一・二（略）

三 当該業務の実績 当該病院又は診療所が

次のいずれかに該当すること。

イ へき地病院にあつては、当該会計年度の
前会計年度において、へき地診療所に
対する医師の延べ派遣日数（当該へき地
病院が次項に定める基準に係るへき地医
療拠点病院である場合にあつては、同項
第三号口の当該業務を行う病院から医師
の派遣を受けて行われたへき地診療所に
対する医師の延べ派遣日数を除く。）が
五十三日から国又は地方公共団体からの
要請を受けて医師の派遣を行うことがで
きなかつた日数（当該日数が一月当たり
四日を超える場合は、当該月については
四日）を控除した日数以上であること又
はへき地における巡回診療の延べ診療日
数（当該へき地病院が同項に定める基準
に係るへき地医療拠点病院である場合に
あつては、同項第三号口の当該業務を行
う病院から医師の派遣を受けて行われた
へき地における巡回診療の延べ診療日数
を除く。）が五十三日から国又は地方公
共団体からの要請を受けて巡回診療を行

次のいずれかに該当すること。

イ へき地病院にあつては、当該会計年度
の前会計年度において、へき地診療所に
対する医師の延べ派遣日数（当該へき地
病院が次項に定める基準に係るへき地医
療拠点病院である場合にあつては、同項
第三号口の当該業務を行う病院から医師
の派遣を受けて行われたへき地診療所に
対する医師の延べ派遣日数を除く。）が
五十三日から国又は地方公共団体からの
要請を受けて医師の派遣を行うことがで
きなかつた日数（当該日数が一月当たり
四日を超える場合は、当該月については
四日）を控除した日数以上であること又
はへき地における巡回診療の延べ診療日
数（当該へき地病院が同項に定める基準
に係るへき地医療拠点病院である場合に
あつては、同項第三号口の当該業務を行
う病院から医師の派遣を受けて行われた
へき地における巡回診療の延べ診療日数
を除く。）が五十三日から国又は地方公
共団体からの要請を受けて巡回診療を行

次のいずれかに該当すること。

イ へき地病院にあつては、当該会計年度
の前会計年度において、へき地診療所に
対する医師の延べ派遣日数（当該へき地
病院が次項に定める基準に係るへき地医
療拠点病院である場合にあつては、同項
第三号口の当該業務を行う病院から医師
の派遣を受けて行われたへき地診療所に
対する医師の延べ派遣日数を除く。）が
五十三日以上であること又はへき地にお
ける巡回診療の延べ診療日数（当該へき
地病院が同項に定める基準に係るへき地
医療拠点病院である場合にあつては、同
項第三号口の当該業務を行う病院から医
師の派遣を受けて行われたへき地におけ
る巡回診療の延べ診療日数を除く。）が
五十三日以上であること。

うことができなかつた日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数以上であること。

ロ へき地診療所にあつては、当該会計年度の前会計年度において、診療日が二百九日から国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数（当該日数が一月当たり十七日を超える場合は、当該月については十七日）を控除した日数以上であること。

2 当該業務を行う病院からその所在地の都道府県内のへき地医療拠点病院に医師を派遣し、かつ、当該へき地医療拠点病院から当該都道府県内のへき地診療所に医師を派遣し、又は当該へき地医療拠点病院が当該都道府県内のへき地における巡回診療を行う場合においては、法第三十条の四第二項第五号ハに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、前項の基準にかかわらず、次の各号に掲げる事

うことができなかつた日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数以上であること。

ロ へき地診療所にあつては、当該会計年度の前会計年度において、診療日が二百九日から国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数（当該日数が一月当たり十七日を超える場合は、当該月については十七日）を控除した日数以上であること。

2 当該業務を行う病院からその所在地の都道府県内のへき地医療拠点病院に医師を派遣し、かつ、当該へき地医療拠点病院から当該都道府県内のへき地診療所に医師を派遣し、又は当該へき地医療拠点病院が当該都道府県内のへき地における巡回診療を行う場合においては、法第三十条の四第二項第五号ハに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、前項の基準にかかわらず、次の各号に掲げる事

ロ へき地診療所にあつては、当該会計年度の前会計年度において、診療日が二百九日以上であること。

2 当該業務を行う病院からその所在地の都道府県内のへき地医療拠点病院に医師を派遣し、かつ、当該へき地医療拠点病院から当該都道府県内のへき地診療所に医師を派遣し、又は当該へき地医療拠点病院が当該都道府県内のへき地における巡回診療を行う場合においては、法第三十条の四第二項第五号ハに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、前項の基準にかかわらず、次の各号に掲げる事

項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 当該業務の実績 医師の延べ派遣日数又はへき地における巡回診療の延べ診療日数が、次のいずれにも該当すること。

イ 当該会計年度の前会計年度において、

当該業務を行う病院から当該へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数が百六日から国又は地方公共団体からの要

請を受けて医師の派遣を行うことができ

なかつた日数(当該日数が一月当たり九

日を超える場合は、当該月については九

日)を控除した日数以上であること。

ロ 当該会計年度の前会計年度において、

当該へき地医療拠点病院から当該へき地

診療所に対する医師の延べ派遣日数(当

該業務を行う病院から医師の派遣を受け

て行われた当該へき地医療拠点病院から

当該へき地診療所に対する医師の延べ派

遣日数に限る。)が百六日から国又は地

方公共団体からの要請を受けて医師の派

遣を行うことができなかつた日数(当該

項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 当該業務の実績 医師の延べ派遣日数又はへき地における巡回診療の延べ診療日数が、次のいずれにも該当すること。

イ 当該会計年度の前会計年度において、

当該業務を行う病院から当該へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数が百六日から国又は地方公共団体からの要

請を受けて医師の派遣を行うことができ

なかつた日数(当該日数が一月当たり九

日を超える場合は、当該月については九

日)を控除した日数以上であること。

ロ 当該会計年度の前会計年度において、

当該へき地医療拠点病院から当該へき地

診療所に対する医師の延べ派遣日数(当

該業務を行う病院から医師の派遣を受け

て行われた当該へき地医療拠点病院から

当該へき地診療所に対する医師の延べ派

遣日数に限る。)が百六日から国又は地

方公共団体からの要請を受けて医師の派

遣を行うことができなかつた日数(当該

項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 当該業務の実績 医師の延べ派遣日数又はへき地における巡回診療の延べ診療日数が、次のいずれにも該当すること。

イ 当該会計年度の前会計年度において、

当該業務を行う病院から当該へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数が百六日以上であること。

ロ 当該会計年度の前会計年度において、

当該へき地医療拠点病院から当該へき地

診療所に対する医師の延べ派遣日数(当

該業務を行う病院から医師の派遣を受け

て行われた当該へき地医療拠点病院から

当該へき地診療所に対する医師の延べ派

遣日数に限る。)が百六日以上であるこ

と又は当該へき地医療拠点病院の当該へ

き地における巡回診療の延べ診療日数(

日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数以上であること又は当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数（当該業務を行う病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数に限る。）が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかつた日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数以上であること。

日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数以上であること又は当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数（当該業務を行う病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数に限る。）が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかつた日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数以上であること。

当該業務を行う病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数に限る。）が百六日以上であること。